

鍋木茂哉の市議会報告



平成26年

第4回定例会

平成26年第4回定例会は、11月26日から12月19日まで開催され、提案された議案30議案などを審議しましたので、簡単ではありますが、ご報告させていただきます。

市長の退職手当の特例に関する条例の制定

この条例は、昨年(平成25年)の市長選挙の公約の1つとして「市長の退職金廃止」を掲げていたもので、福田市長の任期に係る退職手当について支給しないこととするため、新たに条例を制定するものです。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定

この条例は、等々力陸上競技場のメインスタンドの改築工事に伴い、等々力陸上競技場内の練習室や多目的室など、有料で使用していた公園施設を新設

代表質問

① 川崎市文化賞について

川崎市文化賞の選考委員、推薦基準、選考方法について伺います。また、今後に向けての課題や見直し等があればあわせて伺います。

川崎市文化賞は、川崎市の文化芸術、社会功勞、スポーツなどの各分野において、その向上及び発展に尽力し、功績が顕著な個人または団体に對して賞を贈呈することにより、文化の向上及び発展に寄与することを目的とした賞であり、昭和47年に第1回の贈呈を行い、これまでに各分野で活躍されている267人、62団体の方々を表彰しております。選考委員は、芸術、スポーツ、社会福祉などの各分野を専門とする有識者9名と行政委員4名から構成されております。次に、推薦基準でございますが、対象を川崎市民もしくは市にゆかりがある個人または団体のうち、それぞれの活動が川崎市の文化や市民生活、スポーツの各分野での向上及び発展に尽力し、その貢献が顕著であった方々としております。また、アゼリア輝賞につきましては、今後の活躍が特に期待される若手の方が対象となっております。次に、選考方法でございますが、選考委員会を2回開催し、市内各団体から推薦された候補者の活動内容等について委員の審議を行った上で、投票にて受賞候補者を選定いただき、最終的に市長が決定しているものでございます。今後については、市内の文化、社会功勞、スポーツ等の各分野において活躍されている方々についての情報収集をより一層進め、幅広い候補者の中から多角的な視点で審査いただくことにより、市内外で活躍されている方々への顕彰の機会を広げてまいりたいと考えております。

② 市民文化大使について

市民文化大使は、制度発足10年を経過しました。その成果と課題、今後に向けたこと等を伺います。また、文化行政の充実を図るためにも、文化大使としての特性を活用し、職員の研修等、文化に対する底上げも考えられますが、状況、今後の展開を伺います。

し、及び陸上競技場や照明施設など、一部の有料公園施設の専用使用料を改定するものです。

中部リハビリテーションセンター新築工事請負契約締結

この契約は、平成24年11月に改定いたしました川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画書に基づき、障害のある人が住みながら地域で生き生きと暮らせるよう支援していくことを目的に、中原区井田地区に中部リハビリテーションセンターを整備するものです。本工事は、平成28年3月までを工期として予定しておりますので、平成28年4月に開所いたします。

川崎市中部リハビリテーションセンターの指定管理者の指定

この施設の指定管理者として、「中部リハビリテーションセンター」共同事業体を指定するものです。

自民党の代表質問では、川崎市の文化行政として①川崎市文化賞について、②市民文化大使について、③モントルー・ジャズ・フェスティバルについて、④ミュージアム・ホールについて、⑤文化行政と音楽のまちづくりについて、次のとおり、質問いたしました。

平成15年4月にスタートし、現在、文化芸術、スポーツなどの分野で活躍している方10名が活動しています。これまでの市の広報を行うテレビ・ラジオ番組への出演や、姉妹友好都市を初めとする海外への派遣、市主催事業での講演や演奏など、さまざまな形で御協力や御自身の活動の中で川崎市のアピールなどに貢献していただいているものと考えています。今後は、東京オリンピック・パラリンピックの開催も決まり、川崎のさらなる魅力発信が必要と考えており、市のさまざまな分野の事業との連携を進めること、今まで以上に市民文化大使の活躍の機会がふえるものと考えています。また、職員が文化に関する研修等につきましても、これまでも研修のほか、さまざまな形で貢献していただいております。今後、職員が文化的な知識等を身につけていく際の御協力をお願いしていきたいと考えています。

③ モントルー・ジャズ・フェスティバルについて

モントルー・ジャズ・フェスティバルの本年度の実績、評価、4年間の総括、来年度の方向性、検討のスケジュールについて伺います。

今年度の実績は、11月21日から30日までの10日間で、5会場13公演のライブコンサートを中心に、多くの方々に楽しんでいただけたところで、新たな取り組みとして開催したジャズコンベンションは、北海道から九州まで31名の方の応募がございました。また、今年度は日本とスイスの国交樹立150周年を記念して、クラブチッタでのスイスデー・スペシャル・ライブのほか、京急川崎駅でのジャズセッション、ラ・チッタテラ周辺でのスイス色豊かなナイトマーケットを開催したところで、次に、4年間の総括についてですが、世界的なジャズフェスティバルの開催を通じて、市民が身近にジャズに触れることのできる機会の創出、音楽のまち・かわさきの取り組みの深化、さらには本市の都市ブランドの向上など一定の成果が得られたものと考えています。一方で、現地財団との連絡調整の難しさ、海外アーティストの決定のおくれに伴う広報の出おくれなどによる認知度の低迷などが課題と考えております。次に、来年度の方向性は、今回のフェスティバルを含め、これまでの成果や課題を十分に検証し、実行委員

て、共同事業体を構成する法人相互の連携のもと、効率的かつ効果的な、一体的な管理・運営を行ってまいります。

一般会計補正予算

一般会計補正予算の内容は、10月の人事委員会の勧告を受けまして、これに伴う住居手当と期末・勤勉手当、6億9300万円の増額補正をするものです。また、対象児童数が当初見込みより増加したことに伴う児童手当等の増額補正やインフレスライド条項に基づいて請負工事の額を増額するものなど10事業、14億4500万円余でございます。また債務負担行為の補正として、羽田連絡道路整備事業費や中学校給食施設整備事業費などの設定です。

川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の制定について

この条例制定に至る経過として、これまで市民委員会で議論されてきた経過がありました。その後、議員有志による町内会・自治会条例検討プロジェクトチームを立ち上げることにより、基本理念を始め、市の責務、町内会・自治会の役割、事業者の役割、町内会・自治会に関する情報の提供等の項目について協議を進めてきました。

この議員有志による条例改正検討プロジェクトチームにおいて、とりまとめました条例骨子案をパブリックコメントにかけ、議員提出議案として議会に提出し、条例として制定したものです。条例の内容は、町内会・自治会の活動の活性化に関し基本理念、市の責務等を定めることにより、地域社会において重要な役割を担う町内会・自治会の活動の活性化を図り、もって暮らしやすい地域社会の構築に寄与するため、この条例を制定するものです。施行日は、平成27年4月1日からです。

④ ミュージアム・ホールについて

ミュージアム・ホールは、10年を経過して施設の長寿命化を図る上で、適宜適切なメンテナンスを計画的に実施する必要があります。その一方で、経費の平準化も求められますが、費用も含めた中長期の修繕計画について伺います。あわせて、市内のほかの文化施設の中長期修繕計画についても伺います。

平成16年に開館したミュージアム・ホールは、10年を経過して施設の長寿命化を図る上で、適宜適切なメンテナンスを計画的に実施する必要があります。その一方で、経費の平準化も求められますが、費用も含めた中長期の修繕計画について伺います。あわせて、市内のほかの文化施設の中長期修繕計画についても伺います。

⑤ 文化行政と音楽のまちづくりについて

市長は、公約に掲げた新規事業、拡充事業を打ち出す一方、厳しい財政状況を踏まえ、スクラップ・スクラップ・アンド・ビルドによる既存の施設事業の廃止・見直しを進めていくとしております。こうした状況下では、文化予算が真っ先に削減の対象になるのではないかと危惧する声もあられます。そこで、市制100周年に向けて文化行政をどのように進めていくのか、また、本市は音楽を活性化するの活性化やイメージアップを図る音楽のまちの取組を進め、10年が経過しました。今後どのように進めていくのか伺います。また、音楽のまちのシンボリックな施設であるミュージアム・ホールについても伺います。

市長は、公約に掲げた新規事業、拡充事業を打ち出す一方、厳しい財政状況を踏まえ、スクラップ・スクラップ・アンド・ビルドによる既存の施設事業の廃止・見直しを進めていくとしております。こうした状況下では、文化予算が真っ先に削減の対象になるのではないかと危惧する声もあられます。そこで、市制100周年に向けて文化行政をどのように進めていくのか、また、本市は音楽を活性化するの活性化やイメージアップを図る音楽のまちの取組を進め、10年が経過しました。今後どのように進めていくのか伺います。また、音楽のまちのシンボリックな施設であるミュージアム・ホールについても伺います。

川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定

この条例改正の経過ですが、「請願第85号 理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部改正に関する請願」が提出され、その審査の中で、理容所及び美容所における衛生上の措置として、洗髪専用の設備を設けることについて協議することとなり、健康福祉委員会が条例改正について協議しました。

健康福祉委員会での協議の結果、健康福祉委員会のメンバーを主体に立ち上げた議員有志による条例改正検討プロジェクトチームで、引き続き協議を行いました。このプロジェクトチームにおいて、とりまとめました条例骨子案をパブリックコメントにかけ、議員提出議案として議会に提出し、条例として制定したものです。改正内容は、理容所及び美容所における衛生上必要な措置として、専ら洗髪のために供する設備を有することを追加するものです。施行日は、平成27年7月1日からです。

川崎市議会では、審議の結果、上記の議案を含めた議案30件及び議員提出議案4件を可決・同意いたしました。また、「遺体保管施設に関する法整備を求める意見書」など3件の意見書を国などに提出しました。これからも、地域の皆様の声を国などに伝えていきたいと思っております。

代表質問

自民党の代表質問では、上記議案のほか、平成27年度予算編成、予算の流用、川崎市立中学校完全給食実施に関する取組、地域の寺子屋事業、羽田空港発着枠拡大と飛行ルート、国土強靱化地域計画、附属機関等の見直し、公衆無線LAN環境整備かわさきWi-Fiの取組、ものづくりナノ医療イノベーションセンター、水素社会に向けた本市の取組、入札制度等、本市の文化行政、防犯灯LED化、待機児童対策、経済雇用対策、東扇島における渋滞解消、空き家対策、川崎市の歯科診療に対する取組、低炭素都市づくり、都市の成長への誘導ガイドライン(案)の策定、民間の遺体保管所開設、川崎地下街アゼリアの防災強化支援、横浜市営地下鉄3号線の延伸、リニア中央新幹線事業などについて、質問を行いました。

自民党川崎市議会議員団の議員一人ひとりが、議員としての職責を十分に果たし、市民の皆様が安心して豊かに暮らせる魅力あるまちづくりを実現するため、全力で取り組んでまいります。

自民党川崎市議会議員団の議員一人ひとりが、議員としての職責を十分に果たし、市民の皆様が安心して豊かに暮らせる魅力あるまちづくりを実現するため、全力で取り組んでまいります。私も、微力ではございますが、市民がいそいそと安心して暮らせる「元気都市かわさき」の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。